

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

フリービット株式会社

『実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等の公表』に対する意見につきまして

御委員会が平成29年5月10日に公表しております「実務対応報告公開草案第52号『従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）』等の公表』につきまして、質問1から質問4において、弊社から同意しない旨を下記コメントと合わせてを表明させていただきます。

質問1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照）、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しております。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

質問3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、会計処理について、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しております。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【質問1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）への回答】

弊社におきましては、平成22年12月を初回とし、これまで複数回当該公開草案の検討対象となる「権利確定条件付き有償新株予約権の発行」の決議、及び従業員等への付与を行っております。

現時点では、残存する当該有償新株予約権については、株価条件を付したもののみとなっており、本草案が主な対象とする勤務条件及び業績条件は付していないものの、過去においては業績条件を付した新株予約権を発行しております。

本草案に該当する有償新株予約権については、第三者算定機関や顧問弁護士事務所・司法書士事務所等の専門家と議論の上、現金対価と、新株予約権の経済的利益がイコールであり、その結果、“有利発行ではない条件”で発行する意思決定及び関連法令の手続きを行っております。

繰り返しとなりますが、当該新株予約権の発行及び付与は、公正価値を算出した上での公正価値に基づく取引であり、今回の草案の背景等で述べる「従業員等の追加的なサービスの提供」の対価価値は含まれず、そのため、従来通り企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」が適当であると考えております。

また、弊社が知り得る限り7年以上の長期期間において上記「複合金融商品に関する会計処理」の基準に則った会計処理が行われている実状を鑑みると、実務上既に当該会計処理が定着していると言えるのではないかと思います。

その中で、本公開草案の結論の背景説明において、「必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」との記載のみでは、根拠が薄弱である印象が否めず、一方で、適用時期については公表日以後の適用であるにもかかわらず、会計処理の遡及処理を原則とすることされており、双方の均衡が取れていないため、より一層の根拠に対する説明や本公開草案の周知等が必要ではないかと考えます。

同時に、一般事業会社においては、株式会社東京証券取引所等が提示する「コーポレート・ガバナンスコード」への対応の中で、取締役等に対する株式を活用した報酬プランなども多様化していることから、「権利確定条件付き有償新株予約権」への対応といった個別の意見を募るのではなく、関連する基準全般において、体系的にかつ網羅性のある議論と整理を望むものであります。

さらに、適用時期等について、発行済み新株予約権に関する会計処理について「遡及適用を原則」と述べており、継続については例外的な条件となっておりますが、既に消却済みのものについての取り扱いについては一切述べられておりません。そのため、他の要因により、過去決算が修正される場合については、原則が適用される可能性が大いにあると想定されます。そのため、「原則を継続処理」のみとしていただくことが必須であると考え

ております。

以上のことを含めまして、弊社といたしましては、本草案の述べる「ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案」については、同意しないことを表明いたします。なお、質問1を前提としている質問2から質問4についても、同意しないことを合わせて表明いたします。

なお、

質問5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

については、特に追加の意見はございません。

以上